

<報道発表資料>

令和6年10月25日

衆院選

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票に 当たっての注意事項について

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票に当たっての注意事項は下記のとおりです。

貴重な一票、棄権することなく是非投票してください。

記

1 投票できる方は

満18歳以上（平成18年10月28日までに生まれた方）の日本国民で、かつ「県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている方」です。

「県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている方」とは、原則として令和6年7月14日以前から、引き続き県内の市区町村の住民基本台帳に記載されている方となります。

2 投票の時間は

投票の時間は、午前7時から午後8時までです。ただし、次の投票所では投票所を閉じる時刻を繰り上げていますので御注意ください。

市町村名	投票所	繰上げ時間（投票終了時間）
秩父市	第9～12	1時間繰上げ（午後7時まで）
	第16	1時間繰上げ（午後7時まで）
	第19	1時間繰上げ（午後7時まで）
	第22～24	1時間繰上げ（午後7時まで）
	第25～28	2時間繰上げ（午後6時まで）
	第29～32	1時間繰上げ（午後7時まで）

市町村名	投票所	繰上げ時間（投票終了時間）
比企郡ときがわ町	第 8 ～ 9	1 時間繰上げ（午後 7 時まで）
秩父郡長瀬町	第 1 ～ 5	1 時間繰上げ（午後 7 時まで）
秩父郡小鹿野町	第 1 ～ 4	1 時間繰上げ（午後 7 時まで）
	第 5 ～ 9	2 時間繰上げ（午後 6 時まで）
	第 1 0	3 時間繰上げ（午後 5 時まで）
児玉郡神川町	第 1 0	1 時間繰上げ（午後 7 時まで）

3 投票に当たって

- 投票用紙は 3 種類あり、その色は次のとおりですので間違いのないようにしてください。

選挙の種類	投票用紙の色	印刷の色
衆議院小選挙区選出議員選挙	あさぎ色（水色）	黒
衆議院比例代表選出議員選挙	ピンク色	黒
最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色	黒

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、「候補者の氏名」を書いてください。また、衆議院比例代表選出議員の選挙においては、「衆議院名簿届出政党等の名称又は略称」を書いてください。
- 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が印刷してあります。辞めさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に「×」を書いてください。辞めさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。なお、投票したくない方は、投票用紙を受け取らないでください。また、投票用紙を受け取った後でも、投票したくない方は、投票箱には入れずに係員に還してください。

4 その他

- ・ 投票所へ行くときは、入場券を忘れずにお持ちください。入場券を紛失したときなどは、投票所の係員にその旨を申し出てください。本人であることが確認できれば、入場券がなくても投票することができます。
- ・ 病気やけがなどで自書することができない方は、代理投票ができますので投票所の係員に申し出てください。投票管理者が代理投票させることを決定すると2人の補助者が指定されます。そのうち1人が本人の指示により、候補者氏名や名簿届出政党等の名称又は略称等を記載し、別の1人が立ち会います。
- ・ 目の不自由な方は点字投票ができますので、御希望の場合は投票所の係員に申し出てください。